

## 北海道勇払郡安平町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

安平町議会は旧早来町と旧追分町が、町の合併により誕生した議会であるため、新町としての歴史は12年程度でしかありません。

しかし、合併した時点から既に議会の活性化を視野に入れた取り組みに重点をおいて活動をすすめてきました。

まず始めとなる1期目に取り組んだのは、合併から2年後となる平成20年に、「議会改革に伴う懇談会」を開催し、議員定数及び議員報酬について町民の方から忌憚のない意見を伺おうと、昼夜を含め4会場で計8回の開催として取り組みを進めました。

そうした中で、多くのご意見等を頂き次期改選となる平成22年に向けて、合併時に18名だった定数を14名に削減し、議員報酬についても検討を進めましたが、現状維持として据え置く事としました。

次に合併から2期目を向かえた時点で、議会基本条例の制定について検討を進めました。この時期には既に道内の先進自治体では制定が始まっており、各自治体で検討が進められていました。

安平町においても、必要性の検討を進めるため道内の先進自治体への視察、意見交換も実施し、平成25年には安平町議会基本条例を制定しました。

ここに至るまでに、前段のたたき台作成のために小委員会で案をまとめ特別委員会でその内容を確認していくといった作業を経たため、総体がまとまるまでには数年の期間がかかり、その後に町民の意見を伺うためにパブリックコメントを実施しました。

そして、最終的には町の方で同タイミングで策定を進めていたまちづくり基本条例の施行日と併せての施行としました。

それから、合併から3期目に入り更なる検討の中で定数削減、報酬額の検討、政務活動費等の実質活動費の検討を進めました。

今回は検討を進めるために、専門的知見を伺うために北海道議長会に出向き研修をさせて頂き、そうした中で特別委員会において度重なる検討の結果、平成29年6月に議員定数については現行14名を2名減で12名とする条例を委員会提案により決定し、議員報酬については、町の方へこうあるべきといった内容を示させて頂き、町の方で検討を進めて頂く事としました。

なお、政務活動費等の実質活動経費の検討については、町民の方からも一律に報酬を引き上げるよりも実質的な効果が期待できるといったご意見も頂きましたが、新聞報道等で度々記事として政務活動費に関する不祥事事件が取り上げられているタイミングであったため、今回は今後更なる検討を加えていくこととしたところです。

#### ●重点的な取り組み

議会基本条例の中で、政策づくり、重要事項の確認を進めるために以下のことを規定しました。

- ・町民にわかりやすい議会運営を図るため一般質問の一問一答方式としました。
- ・議員間の自由な討論により議員相互の十分な討論を経た合意形成に努めこととしました。

・町側から質問内容をより明確にする目的で議員の質問に対して、反問することができることとしました。

また、この基本条例で別の条例で定める案件のほか、以下の案件を議決することとしました。

- ①総合計画基本構想及び基本計画
- ②安平町都市計画マスタープラン
- ③地域福祉総合計画及び介護保険事業計画
- ④定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は当該協定の廃止を求める旨の通告

さらには、重要政策等を議会に提案するとき、以下の事項について資料を作成し、わかりやすく説明するよう努めるものとしました。

- ①政策等の発生源
- ②総合計画基本構想、基本計画及び他の基本計画等との整合性
- ③関係する法令及び条例等
- ④検討した他の政策等との比較
- ⑤実施に伴う財源
- ⑥将来にわたる維持管理経費の推計及び財源

## 2 住民に開かれた議会

安平町議会では合併後から住民に目を向けた議会となるように取り組みを行ってきました。その後、それらも盛り込む形で議会基本条例の制定に合わせて、更なる取り組みを行ってきました。

### ①議会懇談会及び報告会

合併後からすぐに検討を進め平成 20 年から実施しており、現在では 4 会場で開催し、議員定数、議員報酬等に係るご意見等も伺っています。

以前は、3 月議会で決まった当初予算をベースにその年度のポイントとなる事業関係の説明等を重点に進めていましたが、集まった町民の方から、決まったことの報告よりも今後のことを話せる懇談の時間を多くもって欲しいといった声が多く寄せられ近年では、懇談会のウエイトが強くなってきている現状にあります。

### ②議会だよりの充実

議会だよりは、基本的には定例会後に年 4 回の発行としています。半数ずつの議員が 2 年のサイクルで議会広報特別委員となり、表紙の写真撮影と最終ページの後書きを順番に担当し、内容の構成、文章表現のチェックまでを議員が率先して行っています。

また、一般質問に関しては質問議員本人が要約し文章表現することとしており、第三者のニュアンスで質問要旨が変わらないように注意を払いまとめています。

なお、議会だよりの紙面全般を通して、レイアウトの工夫等見やすい編集に心がけています。

### ③定例の議会開催案内の配布

町内で配達される新聞全社に折り込み配布して、定例の議会開催が近づいた時点で、日程と一般質問のタイトル、議案の主なものを周知し、少しでも多くの町民に議会に関心を持って頂けるように情報発信に努めています。

#### ④議会ホームページの活用

町のホームページの中に議会のエリアを設け、議会のライブ放送、過去の議会等の録画放送が確認できるようになっています。

それと併せて、議会日程、一般質問のタイトルを掲示し、その後各議会等の案件がまとまった時点でPDF化し議案内容掲載をしています。

また、毎年の予算決算を含めた議会の概要を作成掲示し、これだけで当町議会の基本的なことが確認できるようになっています。

#### ⑤メディアディスプレイの活用

主だった公共施設にメディアディスプレイを設置しており定例、臨時の議会外予算、決算特別委員会の開催時にはライブ放送を実施し、公共施設をご利用している町民に対して情報提供に努めています。

#### ⑥あびらチャンネル放送の活用

町ではテレビの空チャンネルを利用した町内限定ローカル放送「あびらチャンネル」を実施しており、テレビから町内のイベント等を含めた情報確認が可能となっています。そうした中で、定例、臨時の議会等の開催時に各家庭のテレビの画面で生放送を実施しています。

これによって、外出が苦手な方もご自宅に居ながら議会の様子が手軽に確認できるようになっています。

### 3 地域振興のために特別な取組みをした議会

安平町議会は、議会及び議員活動の活性化と資質の向上のために、必要な事項と町政の積極的な情報公開及び、町民参加のまちづくりを基本とした議会運営を行い、地域の発展と町民の福祉向上及び教育文化に寄与することを目的として活動を進めています。

なお、議会基本条例において、町の根幹を成す基本計画等は議決案件としていますが、とりわけ、まちづくり基本条例策定時には、議会基本条例との整合性が保たれているか等の議論を積極的に行ってまいりました。